

令和3年度

入園募集案内

令和元年10月1日から「幼児教育・保育の無償化」が開始されました。基本的には、3歳児から5歳児の園児が対象となりますが、条件によっては0歳児から2歳児の園児も無償化の対象になります。また、通常の認可外保育施設には就労等の義務(保育の必要性の認定事由の認定)に関連性はありませんが、登園は可能でも「保育の必要性の認定」によっては無償化の対象ではないことがあります。(専業主婦(夫)の家庭など)また、無償化は、基本保育料のみであり、給食費や教材費などの実費費用はかかります。



さくら保育園

〒861-8001 熊本市北区武蔵ヶ丘6-7-26

電話 096-338-1772

FAX 096-338-0640

ホームページ <http://sakurachild.net>

メールアドレス sakura@sakurachild.net

さくら保育園設立年月日

平成13年 4月 1日

設置者/ ㈱ミヤムラ 代表取締役 宮村 宜明

管理者/ さくら保育園 園長 真島 一人

※無償化対象の認可外保育施設(熊本市届出)

(平成17年 7月19日認可外保育施設監督基準を満たす旨の証明書発行済)

教育の方針

乳幼児期の保育・教育は、その人の将来の幸、不幸を左右するといわれるほど重要とされています。それはこの期の保育・教育がその人格形成の基礎を培うものであるからです。本園は、保育所保育指針(厚生労働省)の品性向上(子どもらしさ)を目指す教育を根幹として、心身の調和のとれた子どもの育成を目指しています。全職員が心を1つにして、道徳教育に基づく自主的な子どもの活動を援助しながら、健康で心豊かな子どもの育成に専念いたします。

教育の目標

さくら保育園は、上記の教育方針のもと、具体的には、子どもの自主性を大切にしながら、育成を目標にしています。

お外遊びをふんだんにとりいれています。

1. 思いやりのある子(思いやりの心)

優しく思いやりのある子・やさしい子・友達と楽しく生活できる子・協力する子・お友達を気遣う子・心を通わせる子・仲良くできる子・助け合う子・お世話をする子・心の心配をする子・譲り合う子・草花や虫に興味関心のある子・相手の事を考える子・思いを受けとめる子・美しいと感じる子

1. 感謝のできる子(感謝の心)

相手のよさがわかる子・自然に感動する子・自然の恵みを感じる子・違いに気づく子・相手と楽しく過ごす子・人や自然に親しみを持つ子・ありがとうと言える子・物を大切に使う子

1. たくましい子(自立の心)

体の丈夫な子・自分のことは自分でする子・自分の思いを豊かに表現できる子・自分で努力し工夫しながらやりとおす子・頑張る子・元気よく遊ぶ子・挑戦する子・自分の気持ちを伝える子・喜んで活動する子・何でも自分からする子・よく考える子・我慢できる子・きまりを守る子・善悪の判断ができる子・体を動かす事が好きな子・人の話を聞く子・節度ある子の育成を目標にしています。

保育年齢編成(定員があります。)

0歳児	(たまご)
1歳児	(ひよこ)
2歳児	(もも)
3歳児	(ひまわり)
4歳児	(にじ)
5歳児	(ほし)

職員組織

園長	1名	
保育士	11名	(2名は育児休業中)
保育士補助	2名	
調理師	2名	

※令和3年 1月 21日現在

登園による送迎について

スクールバス等による送迎はありません。園入口まで御子様の送迎をお願い致します。

各組のお部屋の入口までお子様の送迎をお願い致します。

送迎の際の駐車場は園併設の駐車場をご利用下さい。

隣のセブンイレブンを利用される場合は、店前ではなくなるべく電車沿いをお願いします。

主な保育室の面積等

■建物の構造	鉄骨造	2階建
0歳児 (たまご)	54.0	m ²
1歳児 (ひよこ)	62.7	m ²
2歳児 (もも)	53.4	m ²
3歳児 (ひまわり)	87.7	m ²
4歳児 (にじ)	99.9	m ²
5歳児 (ほし)	66.1	m ²
遊戯室	147.4	m ²
園庭	1140.0	m ²

* 賠償責任保険及び傷害保険の内容は下記の通りです。

◆死亡		21,000,000円
◆後遺障害(障害の等級による)		31,500,000円
◆入院	1日	5,000円
◆通院	1日	2,000円

* 卒園児及在園児の兄弟姉妹に限り夏休み等学童保育を実施しています。

* 入園後、相談や苦情などがありましたら、園長 真島 一人までお願い致します。

* 駐車場は園前の駐車場をご利用ください。行事の時は指定された場所に駐車されて下さい。

* 退園または休園される場合には予定の2週間前までに申し出てください。

* 保育料の納入は毎月10日まで(土日の場合月曜日)にお願い致します。(担任まで)

令和3年度 募集要項

開所時間

開所 午前7:00 閉所 午後8:00

土曜日は、閉所時間が午後6時30分までになります。

(保育時間は標準的な保育時間として午前7時から午後6時までの間の11時間となります。日及び祝日はお休みです。)

募集人員

			定員
(1)たまごぐみ	0歳児	R2.4.2 ~ R3.4.1	12名
(2)ひよこぐみ	1歳児	H31.4.2~ R2.4.1	24名
(3)ももぐみ	2歳児	H30.4.2~H31.4.1	24名
(4)ひまわりぐみ	3歳児	H29.4.2~H30.4.1	25名
(5)にじぐみ	4歳児	H28.4.2~H29.4.1	32名
(6)ほしぐみ	5歳児	H27.4.2~H28.4.1	33名

*募集人員は定員を満たさなくても締切る場合があります。

入園手続

令和3年 2月 1日(月)より随時受付

申込関係書類をお渡しいたしますので御提出いただきます。

・入園申込書(契約書/健康報告書/幼児票/発熱時のアンケート等)

(園児の保険証及び乳幼児医療費受給者証のコピー、入園前の健康診断等)

※無償化対象園児

①施設等利用給付認定・変更申請書(居住地)

②就労証明書 他必要な書類がある場合もあります。

入園料

2歳児未満 25, 000円(たまご~ももぐみ)

3歳児以上 20, 000円(ひまわり~ほしぐみ)

*入園料は原則としてお返しできません。(月割でも可能です。概ね5回程度まで)

*兄弟姉妹での入園の場合は、上のお子様は半額になります。

入園後の諸費用(0歳~2歳児及び3歳児以上で無償化の対象外)

■保育料は、3歳児からのお子様は基本的な保育料が無償になります。	(0歳児から2歳児は条件あり)
----------------------------------	-----------------

◆保育料(0歳児から2歳児は1日概ね8時間を設定しております。)

保育料は進級(年度が変わる4月)時に変更します。

0歳児(R2.4.2以降生まれ)	月額	45, 000円
1歳児	月額	40, 000円
2歳児	月額	39, 000円
3歳児	月額	37, 000円
4歳児	月額	37, 000円
5歳児	月額	37, 000円

保育料は、月曜日から土曜日までの料金です。

別途、給食費、教材費、延長保育料がかかります。

※保育料は前受金になり月の途中入園は日割り計算です。(保険料を含む。)

2人以上のお子様については上のお子様の保育料から30%差し引きます。(2歳未満児以下が対象)

2歳未満園児と3歳以上児との兄弟割引はありません。

◆延長保育料(18:01を超えた場合(3歳児～5歳児まで)

★保育時間は7:00～18:00までの間の料金です。(18:00を超えた場合は延長料金がかかります)

3歳児	月額	37,000円	18:01～	300円	} 延長保育料
4歳児	月額	37,000円	18:31～	300円	
5歳児	月額	37,000円	19:01～	400円	
上限額 12,000円まで					

◆教材費 月額 500円(1歳児以上)

その他、特別教材、野外活動の際の費用については実費を負担して頂きます。

◆保護者会費 1世帯 年額 3,300円(4月に一括にて徴収いたします。)
(10月以降にご入園の場合は1,650円となります。)

◆月極延長保育料(0歳児～2歳児)

月極保育は、1日8時間です。予め時間が超過すると分かっている場合は月単位の延長保育制度をお勧めいたします。(0.5H=30分単位でつけることができます)

	毎日	1ヶ月
0歳児	1H延長	2,000円
1～2歳児	1H延長	1,500円
3～5歳児	1H延長	1,000円

*月単位の延長保育を利用されず保育時間超過の場合は、別途以下の保育料金(500円～800円/1h)を頂きます。

0歳児	1H毎	800円
1～2歳児	〃	600円
3～5歳児	〃	500円

◆給食費

当園では完全給食制です。ご飯などの持込は不要です。

(但し、第2、4土曜日はお弁当の日になっております。全園児共通)

※給食費は材料費などの価格変動により変更になることがあります。

●月極 1月あたり

0歳児 4,200円(月極) ※第1.3.5土曜日は1日=210円(おやつ込)

1歳児 5,200円(月極) ※第1.3.5土曜日は1日=260円(おやつ込)

2歳児 6,200円(月極) ※第1.3.5土曜日は1日=310円(おやつ込)

3歳児以上 7,200円(月極) ※第1.3.5土曜日は1日=360円(おやつ込)

※0、1歳児はお昼の給食と、午前午後の2回のおやつ料金です。

※2歳児からはお昼の給食と、午後のおやつ料金です。

ご家庭の居住地で無償化の方法が違います。

■熊本市＝償還払い(保護者が一旦園に保育料を納付後3ヶ月に一度市に請求)

■菊陽町・合志市＝法定代理受領(園が市町に請求します)

就労先等が変更になった場合は「就労証明書」等を改めてご提出いただきます。

(4)

内科検診

無料 (6月と11月ごろ) ※熊本市による補助金

歯科検診

無料 (6月初旬)

◆季節料金

光熱費 1ヶ月あたり 400円(1世帯)

プール費(水道費) 1ヶ月あたり 500円(1園児) *2歳児(ももぐみ)以上

光熱費は毎月、プール費は7月、8月に徴収します。

※プール費(水道費)暑さに応じて、9月分を別途徴収する場合があります。

無償化の対象

■3歳児～5歳児のお子様で「保育の必要性」の認定事由に該当することです。

■0歳児～2歳児のお子様も条件によっては無償化の対象になることがあります。

■給食費、教材費、延長保育料等は実費徴収になります。

■園から発行される「領収証」「特定子ども・子育て支援提供証明書」は大切に保管ください。

その他

ミルク・哺乳瓶・着替え・おむつ等は持参していただきます。

お預かりする時間帯や年齢に応じて給食(離乳食含め)サービスが必要になります。

布団は各御家庭から持参していただきます。

週末には各御家庭にてお持ち帰り頂き、天日干しや洗濯などをお願いします。

8月のお盆の時期と年末年始は特別保育となります。

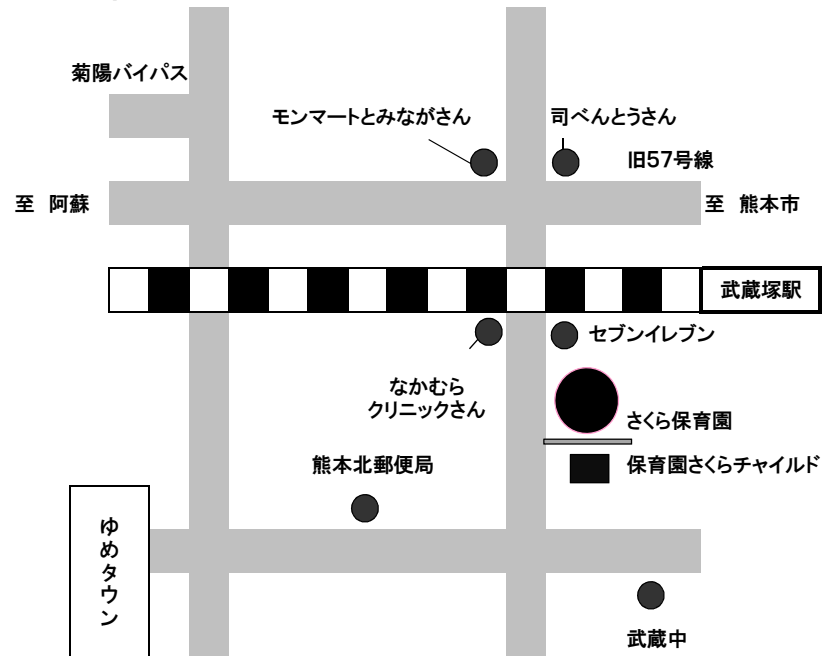
(お盆は3～5日程度 8:00～18:00まで)

(例) お盆(8/13頃～16日頃) 年末年始 12/29頃～1/3まで

入園申込受付

令和3年 2月 1日(月)より随時受付

地図



(5)

年間行事予定

4月	始業式 入園式 お見知り遠足 	10月	うんどうかい  さつまいも掘り
5月	さつまいもの苗つけ 内科検診 保育参観 	11月	消防署見学 遠足 
6月	歯科検診 お店やさんごっこ お楽しみ遠足 	12月	クリスマス発表会 観劇 もちつき大会 保育納め 
7月	プール開き 夏祭り 	1月	保育初め お正月 鏡開き 
8月	交通安全教室 すいか割り大会 夏季特別保育 そうめん流し 	2月	豆まき大会 なわとび大会 ロアッソ体験サッカー 
9月	プール納め ボディペインティング カレー作り (年長 ほしぐみ) 	3月	ひな祭り 卒園遠足 終了式 卒園式 

*毎月お誕生会、防災(火災、地震、不審者・消火)訓練、交通安全教室(年1回)があります。
 *年中・年長児は、毎月1回体育教室があります。
 *新型コロナウイルスの感染状況や天候など諸事情により変更になる場合があります。また、クラスに応じて参加する行事が異なります。

保育園での主な1日の流れ(クラスにより時間の誤差はあります。)

7:00～	開園	12:15	排泄・午睡準備・絵本
9:20	登園終了	12:30	午睡
9:30	お集まり	15:00	排泄・おやつ
9:45	活動開始	15:30	お集まり
11:20	排泄給食準備	16:00	自由遊び
11:30	給食		順次降園

※クラスにより若干の時間の誤差があります。

◆入園にあたっての諸注意事項

- * 無償化の対象のご家庭は、就労先の変更や退職その他「保育の必要性」の認定事由に変更がある場合は速やかに職員までお知らせください。
- * 保育園への登園は午前9時20分までお願い致します。
- * お休みの場合は必ず園までお電話またはFAX・メールにてお知らせ下さい。
- * 入園前にお子様の健康診断を医療機関にてお願い致します。(中村ファミリークリニック)

保育園では年2回(6月と11月)に健康診断、歯科検診(6月)を行います。

内科(中村ファミリークリニック 院長/中村憲史氏) 熊本市北区武蔵ヶ丘7-1-1 339-1711
 歯科(友枝歯科医院院長/友枝和夫氏) 熊本市北区武蔵ヶ丘3-15-1

- 入園後、インフルエンザや感染症(水痘、風疹、おたふく風邪など)他登園停止
- * の病気に感染された場合は、再登園時には治癒証明書または登園許可書の提出をお願いします。

◆緊急時における対応方法

- * 災害時の避難場所所在地
- * 非常災害対策について

- ① 武蔵ヶ丘南公園(徒歩10分) 北区武蔵ヶ丘6丁目19番地
- ② 熊本市立武蔵小学校 北区武蔵ヶ丘3丁目15の1

メール・ラインやホームページにてお知らせすることがあります。

- 非常災害には「地震・火災・台風・落雷・事件事故」等が想定されます。このような災害が発生した場合は園の「危機管理マニュアル」に準じて対応いたします。また、毎月1回火災等を想定した避難訓練および職員の消火訓練を行います。

◆虐待防止のための措置

- 保育園は「児童虐待の早期発見」に努める義務があります。児童虐待を発見した場合は、必ず関係機関に速やかに通告をしなければいけません。これは、保護者の方々のみならず保育者の虐待も含みます。そのため、園内外の研修を受講しマニュアル等に準じて対応いたします。